

岩手県告示第133号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

令和8年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日 平成28年3月2日

(2) 登録番号 40

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社岩手環境事業センター

(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 濱田 博

(3) 主たる事務所の所在地 北上市二子町上野112番地1

3 農産物検査を行う農産物の種類 国内産農産物（もみ（飼料用もみ）及び玄米（飼料用玄米））

4 登録の区分 品位等検査

5 農産物検査を行う区域 岩手県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
立花 好一	もみ（飼料用もみ）及び玄米（飼料用玄米）	国内産農産物に限る。

7 登録の更新年月日 令和8年3月2日